

平成21年6月12日現在

研究種目： 特定領域研究
研究期間： 2003～2008
課題番号： 15084211
研究課題名（和文） ジェンダーと民事訴訟

研究課題名（英文） Gender Analysis of Japanese Civil Justice

研究代表者

神長 百合子 (KAMINAGA YURIKO)
専修大学・法学部・教授
研究者番号： 80194968

研究成果の概要：「全国訴訟記録調査」および「全国民事訴訟当事者・代理人調査」を通じて、日本の民事訴訟制度の現状は、女性のニーズに答えていない現状が明らかになった。女性は、裁判およびその前提としての弁護士へのアクセスが限られているばかりでなく、男性よりも、裁判をするにあたって懸念事項が多く、様々な考慮から和解を求めるとともに、実際の裁判行動上の限界を有する。しかし同時に、女性の裁判への期待は男性よりも大きいことも調査からわかったのであるから、女性の民事訴訟利用に対する訴訟実務における配慮と、司法統計上にジェンダーに関する統計項目の採用が必要である。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2003年度	1,700,000	0	1,700,000
2004年度	2,600,000	0	2,600,000
2005年度	1,800,000	0	1,800,000
2006年度	1,500,000	0	1,500,000
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	600,000	0	600,000
総計	8,700,000	0	8,700,000

研究分野：法社会学

科研費の分科・細目：

キーワード：民事訴訟、裁判利用、ジェンダー、近代法、弁護士、司法統計

1. 研究開始当初の背景

民事訴訟は、訴訟制度のみならず社会構造のジェンダー不平等の結果、女性の紛争当事者に利用しにくくなっているといわれている。

それは、第一に、女性の訴訟利用ニーズが特定の事件類型（家事、少額等）に集中しがちな状況に対して、民事訴訟制度や弁護士の

受任体制が十分に対応していないのではないかという問題である。第二に、それ以外の女性の抱える問題、たとえば性的被害に対する民事賠償請求が民事訴訟になじまないとされたことから、不法行為が舅・姑に起因するとしても離婚の際の慰謝料請求の直接の対象とならないことなどに至るまで、女性の現実の生活体験を十分に反映しないとい

う問題がある。第三に、社会の経済構造において女性の地位が低く、会社役員等の組織代表という形で民事訴訟を利用するということが少ないという問題である。

そのような日本の状況にもかかわらず、民事事件については、刑事事件とは異なり、司法統計においても性別が把握されていない。それに伴い、裁判所のみならず学会においても、民事訴訟に関してはジェンダー分析がなされていないという現状がある。

2. 研究の目的

本研究においては、まず、民事訴訟を現実利用した者の中でのジェンダー構成、女性当事者の割合と訴訟との関わりの内訳、事件類型、代理人の有無と代理人のジェンダー構成を調査する。

それを前提として、性別を独立変数として、裁判への道（すなわち、どのような経路で民事訴訟提起に到ったのか、その際にはいかなる考慮に基づく意思決定が積み重ねられてきたのか）において、男女当事者間に差異が生じるか、その差異は何かを究明する。

3. 研究の方法

特定領域研究 C01 班として東京大学班・関西学院大学班と共同して、2004 年終結民事事件を対象にランダムサンプル（最高裁事務局の協力の下、事件記録番号を用いて抽出）による 50 地方裁判所（各地裁の事件数に比例）における総数 1132 件の訟記録を調査した（「全国訴訟記録調査」）。そのための転記システムを開発し、多くの研究者・法科大学院生・大学院生の協力を得た。

続いて、そこから得られた自然人当事者および代理人弁護士に対する質問票調査（「全国民事訴訟当事者・代理人調査」）を行い、男性 354 人、女性 179 人からの回答を得た。

さらに、それに対照させるための一般人 1000 人（全国）に対する質問票調査を実施した。最後に、インターネット調査によるシナリオ実験を行った。

調査で得られたデータについて統計的処理（SPSS による）を加え、ジェンダーの視点から分析を試みた。

4. 研究成果

日本の民事訴訟制度は、「平等な市民」の参画を想定しているが、戦後まで法・裁判に関わることができなかった女性からするならば、ニーズにできていないという現実が「全国訴訟記録調査」および「全国民事訴訟当事者・代理人調査」から明らかになった。

まず、訴訟記録調査において、自然人当事者について、性別を名前から推定（民事訴訟においてジェンダー統計が存在しないため）

して、男女を比較してみると、女性は民事訴訟原告の 16.3%（男性原告の半数）に止まる。同様に、女性が被告として民事訴訟に関わる比率は、男性被告の 3 分の 1 にすぎない。ここでは、女性が当事者に加わっていても複数当事者事件で男性を含んでいる場合には、女性事件固有の特色をみることはならないため、男女共同事件として一括し、分析から除外した。

また、女性が法人を訴えることは少なく、社会問題（消費者問題や製造物責任などが代表的であろう）の解決に訴訟が用いられにくい状況がみられた。前述のような当事者のジェンダー上の偏りに加えて、日本における法人の代表は男性が多いことに鑑みるならば、民事訴訟の利用者の圧倒的多数は男性であることがわかる。

今回の調査は、家事事件の裁判管轄の変動期にあつたため、女性に多いといわれている事件類型である家事事件が対象外となっているため、女性の民事訴訟利用の全体像を把握することはできなかった。そのような分析に関わる制約にもかかわらず、調査を通して、民事訴訟利用に関してジェンダー差異が存在することが判明した。

事件類型や訴訟物の価額においては、女性が民事裁判を原告として利用する場合も、訴訟に内在する制度的性質・制約あるいは相談した弁護士の法的判断を反映するため、男性と類似した状況となっている。

それにも関わらず、事件類型別の頻度の順位は必ずしも同一ではない。そればかりでなく、男女ともに最も頻度の高い事件類型である不法行為の中に、女性のみに見られる損害賠償請求（原告のみならず被告においても）事件（配偶者の不倫）が突出しているといった特色がみられた。この発見は、訴訟記録の転記システムや調査者の限界もあって具体的な事件内容を厳密に録ることができない中で生じたものである。このようなジェンダー差異が見出されたことは、今後のさらに詳細な調査とともに、裁判実務に関しては、司法統計の充実の必要性を示していると考えられる。

女性の民事訴訟利用の態様として、女性は裁判を起こすことに慎重であると同時に早く裁判から離れたいという傾向があるのではないかという問題が、(1) 女性事件では請求認容は男性よりもわずかに少ないものの、一部認容は若干多く、取下や却下は若干少ない、(2) 和解は女性事件に若干多い、といった一審結果の統計からも窺える。

一方、女性が被告となった事件をみるならば、(1) 貸借関係は、男性で上位 2 位であるが、女性では 4 位、(2) 女性被告事件の価額は相対的に小さい、(3) 男性被告の本人訴訟率の方が大きいといった特性がみられ、原

告の場合よりもジェンダー差があるようである。女性の社会的地位や生活経験を反映していると見ることができる。

代理人弁護士との関連では、本人訴訟率は、女性は原告 12.5%、被告 54.5%であり、男性の原告 19.1%、被告 64.2%よりも低く、民事訴訟に関わる場合の弁護士の役割が大きいことがわかる。ただ、女性弁護士の選任は、男女に関わらず1割前後に止まっており、女性弁護士の業務環境の問題を示唆するものとなった。

訴訟記録調査から得られたこのような知見に対応して、次に、質問票調査である「全国民事訴訟当事者・代理人調査」は、訴訟当事者女性の男性当事者とのジェンダー差異が様々な側面において存在することを明らかにした。

第一に、訴訟当事者の女性は、裁判への実質的な参加に関して、男性と異なる。まず、法廷で自分の言いたいことを言えた程度が、1%水準で有意に、男性より低い。それに加えて、判決書を自分で読んで理解できたかについて、男性と女性は10%水準で有意に、理解のレベルが異なり、男性は「理解できた」と「ある程度理解できた」の間であるが女性は「ある程度」と「どちらともいえない」の間にある。現実に裁判当事者となることができた女性でさえも、このようなハンディキャップを負っていることがわかる。また、地裁に行った回数も男性とは5%水準で有意に異なり、「まれにしか行かなかった」という結果が出ている。こうした裁判と女性との距離あるいはリーガル・リテラシーの問題については、さらなる調査研究のみならず、裁判実務においても配慮が必要なところといえよう。

裁判の遂行過程においては、訴訟当事者の女性は、原告被告を問わずほとんどの側面（関連する81の質問項目中57項目）で、男性当事者に比して困難を経験していることが回答されている。

女性が裁判を行なう際には、男性よりも気になる問題が多く、気になる程度も高い。具体的な項目のいずれにおいても、女性の方が気になると回答している。このジェンダー差は特に「お金」と「時間」については1%水準で、「勝訴の見込み」については5%水準で統計的に有意である。さらに、「裁判に勝っても相手が従わない可能性」という項目においては、女性は、1%水準で有意に、気になった程度が高いことは注目すべき点である。すなわち、たとえ勝訴したとしても、裁判終了により裁判所の後見的機能が消失した場合、相手方との社会的・法知識的な力の差が前面に出てくるという懸念に、どのように対処しうるかという問題を提起している。

裁判にかかった時間および裁判での精神的疲労（ストレス）について、男女ともに「予想よりも大きかった」と感じているものの、その程度は、女性において10%水準で有意に大きい。それ以外の裁判についての懸念もすべて女性の方が大きく、早く裁判から脱出することを望んでいる様子もみられた。なかでも、訴訟記録調査からの知見における、女性が和解を志向する傾向が高いのではという示唆について、当事者調査はそれを追認するだけでなく、そうした傾向が生じる原因を説明するものとなった。

すなわち、「和解の際考慮した」内容を問う項目中、「裁判に疲れた」および「家族からの勧め」が、女性の男性との差異が1%水準で統計的に有意なばかりでなく、男性が考慮していないのに対して、女性は考慮しているという回答で、「どちらともいえない」を挟んで対極にある。

和解の決定に際して、男女ともに考慮した項目であっても、考慮の程度において男女に差異が見られる。「早く決着をつける」という考慮事由は、5%水準で有意に女性の方が大きいだけでなく、考慮のレベルが異なる（男性が「ある程度考慮した」と「どちらともいえない」の間であるのに対して、女性は「考慮した」と「ある程度考慮した」の間）。また、男女ともに「ある程度考慮」と「どちらとも言えない」の間にある事由であっても、「和解しないと裁判でさらにお金がかかる」という項目は、5%水準で女性は考慮する方向に傾いている。

また、「裁判継続により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる」という考慮は、訴訟提起をした以上考慮しないのが通常であるような問題であり、回答も「どちらともいえない」と「あまり考慮しなかった」の間にあるが、女性は10%水準で有意に「どちらともいえない」に片寄っており、訴訟遂行のみに集中できない女性の生活経験・環境を反映しているように見える。

裁判の前提をなす弁護士の利用に関しても、女性の弁護士へのアクセス問題が明らかになった。訴訟当事者の経験によれば、弁護士探しは明らかに女性に不利になっている。弁護士探しは簡単だったかという問に対して、男女ともに「どちらともいえない」と「どちらかといえば簡単だった」の間であるものの、女性の回答は1%水準で有意に男性と異なり、「どちらともいえない」に近づいている。

同時に、女性の側も弁護士の選任の考慮において慎重であることが分かった。女性は、弁護士の選任の際に、1%水準で有意に、「勝てそうだと声明した」ことを男性よりも重視している。5%水準で有意に女性の方が重視しているものとして、専門分野および評判が

ある。それ以外の「費用」「親身になって話を聞いてくれた」「紹介者への義理」「紹介者への信頼」においても男性よりも考慮している。

女性の弁護士選任における考慮項目として注目すべきものとして、「他に選べる弁護士がいなかった」が、統計的に10%水準で有意に男性との差がある。これとともに、男性が女性よりも考慮した唯一の項目が「以前から知っていた」であることを勘案するならば、弁護士利用はアクセスの可能性が身近に存在することにかかっているというこれまでの法社会学的な弁護士利用の研究も裏付けを与えられたといえよう。

訴訟当事者調査の結果から、女性は、それにもかかわらず、裁判への期待についての問の多くで、男性よりも民事訴訟に対して大きな期待を抱いていることも分かった。中でも、裁判への期待として、特に女性に著しいものが、「相手に非を認めさせること」である。その程度は「期待する」と「ある程度期待する」の中間にあり、これは1%水準で有意であるとともに、男性とは期待のレベルが異なる。その期待の根元に、社会生活上のトラブルが生じた際に、女性の社会的地位に由来する解決能力の不足を超越する手段として裁判を捉えたいとする、社会的経済的な強者である相手方に「非を認めさせる」ことを可能にするための、後見的役割を裁判所に求めるところからくると見ることもできる。

以上の訴訟当事者を対象とする調査と並行して行われた対象群としての一般人調査の結果もまた、女性のもつ裁判イメージが「重たい」ものであり、負担感が大きいことを示した。一般人女性も、費用・時間・ストレスに対する心配が一般人男性よりも大きい。また、弁護士との関わりを男性よりも深刻に捉える一方で、弁護士や裁判官への期待が、男性よりも大きい。この一般人調査の結果が、当事者調査の結果を裏付けるものとなったことは、日本社会における民事訴訟制度の利用可能性が、今日においても、男性と女性にとって同一とはいえない現状を示すものである。

今回の調査結果から見える女性の民事訴訟に対する関係は、裁判所において政策的見地から考慮すべき内容を示唆している。その第一段階として、司法統計も、刑事と同じく、民事においてもジェンダーを統計項目として取り入れることが必要になると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 14 件)

- ① 和田安弘、神長百合子、太田勝造、ダニエル・フット、永石一郎、須藤典明、加藤新太郎「民事訴訟における当事者、弁護士、裁判官(上) 訴訟行動調査と実務との対話 PART II」判例タイムズ No.1296 (2009) 1-20 査読無
- ② 神長百合子 “Gender Analysis of the Nationwide Civil Case File Research (2005)” 名城法学 58 卷 4 号 (2009) 30-50 査読無
- ③ 和田安弘 ” How Female Views on Litigation: Preliminary Ten Findings” 名城法学 58 卷 4 号 (2009) 51-63 査読無
- ④ 和田安弘「女性の視点から見た訴訟のイメージ:「一般人調査」から得られる 10 の知見」人間科学:大阪府立大学紀要 4 (2008) 37-54 査読無
- ⑤ 和田安弘「訴訟に関する一般人の意識と行動——「訴訟行動調査」との比較のための調査分析——」人間科学:大阪府立大学紀要 3 (2007) 69-115 査読無
- ⑥ 神長百合子「男女共同参画社会への司法書士の『参画』」月刊司法書士 No. 432 (2007) 2-7 査読無
- ⑦ 神長百合子「女性と民事司法——訴訟行動班の二つの調査から」ワーキングペーパー第 3 集 (2007) 224-238 査読無
- ⑧ 和田安弘「『一般人調査』の概要「訴訟行動調査」との比較検討のために——」ワーキングペーパー第 3 集 (2007) 239-257 査読無
- ⑨ 神長百合子「女性の民事訴訟利用に関する研究ノート」専修法学論集 第 99 号 (2006) 103-118 査読無
- ⑩ 神長百合子「法はジェンダーをどうしたらよいか——法社会学の視点」法律時報 77 卷 10 号 (2005) 108-112 査読無
- ⑪ 神長百合子「弁護士の業務環境に関する研究ノート——Ulrike Shultz and Gisela Shaw(eds.), Women in the World's Legal Professions (2003)を素材として」専修法学論集 96 号 (2005) 181-198 査読無
- ⑫ 神長百合子「20 世紀末における日本の大都市型女性弁護士——女性の権利との関わりにおいて——」法社会学 61 (2004) 147-165 査読無
- ⑬ 神長百合子「法科大学院設置大学における現状 (ジェンダー法学教育の現状と課題)」ジェンダーと法 1 (2004) 29-44 査読無
- ⑭ 神長百合子「近代法とフェミニズム——ジェンダーの法社会学序論」『専修大学法学論集』第 88 号 (2003) 1-52 査読無

[学会発表] (計7件)

- ① 神長百合子 日本法社会学会報告 (2009-5-10) 「司法統計上のジェンダーに関する統計項目の必要性」
- ② 和田安弘 日本法社会学会報告 (2009-5-10) 「一般人の訴訟イメージから見えてくるもの」
- ③ 神長百合子 日本法社会学会報告 (2008-5-10) 「民事訴訟のジェンダー分析について」
- ④ 和田安弘 日本法社会学会報告 (2008-5-10) 「女性と民事訴訟：一般人調査から得られる知見」
- ⑤ 神長百合子 科学研究費補助金特定領域「法化社会における紛争処理と民事司法」実施国際シンポジウム(2007-3-2)報告「女性と民事訴訟(1) — 訴訟行動調査班による二つの調査から —」
- ⑥ 和田安弘 科学研究費補助金特定領域「法化社会における紛争処理と民事司法」実施国際シンポジウム(2007-3-2)報告「女性と民事訴訟(2) — 一般人調査から得られる知見 —」
- ⑦ 神長百合子 ジェンダー法学会創立総会(2003-12-6)報告 「ジェンダー法学教育カリキュラムの現状」

[図書] (計1件)

- ① Yuriko Kaminaga, “Women Lawyers in Japan: Contradictory Factors in Status (with Jorn Westhoff)”, in *Women in The World's Legal Profession*, (Ulrike Shultz & Gisela Shaw eds.), Hart Publishing, 2003, 467-482.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

神長 百合子 (KAMINAGA YURIKO)
専修大学・法学部・教授
研究者番号：80194968

(2) 研究分担者

和田 安弘 (WADA YASUHIRO)
大阪府立大学・人間社会学部・教授
研究者番号：30145651